

高齢者タクシー・温泉助成事業



実証実験がはじまりました！！



町では高齢者に対し、移動手段の確保および健康増進を目的に、実証実験として4月から1年間利用できる、タクシー券と温泉券の2種類の助成券を交付します。今年度は青色の券になります。

★対象者★

- ① 令和3年3月31日現在、80歳以上の方
- ② 町内に住所を有する方



※80歳未満の方で重度心身障害者に該当する方は「重度心身障害者タクシー料金助成事業」をご利用ください。

★助成内容★（1人最高10,000円分 申請時期によって交付枚数が異なります。）

- ① 4月から9月までに申請した場合（10,000円分）
 - ・ タクシー券 5,000円分（500円×10枚）
 - ・ タクシー又は温泉券 5,000円分（500円×10枚）
- ② 10月から3月までに申請した場合（5,000円分）
 - ・ タクシー券 2,500円分（500円×5枚）
 - ・ タクシー又は温泉券 2,500円分（500円×5枚）

※タクシー又は温泉券は、利用時にどちらか選択してご利用ください。

※1回の利用につきタクシーは4枚、温泉は2枚まで使用可

※申請は、①、②のいずれか、一人1回の申請となります。

★利用期間★

令和3年4月1日～翌年3月31日まで（1年間）

★申請窓口★

石川町役場 保健福祉課（令和3年4月1日より受付開始）

★申請に必要なもの★

印鑑、本人確認書類（後期高齢者医療被保険者証、マイナンバーカード等）

※代理申請も可能（代理人の印鑑、対象者本人の確認書類（後期高齢者医療被保険者証等）と印鑑が必要）

[お問い合わせ：石川町役場 保健福祉課 高齢福祉係 電話26-9124]

詳しくは裏面をご覧ください

高齢者タクシー料金兼温泉施設利用料金助成事業実証実験	
対象者	令和3年3月31日現在、80歳以上で、石川町に住所を有する方 ※介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設）や認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）に入所している方は対象外となります。
助成券金額	4月から9月までに申請した場合（10,000円分） ・ タクシー券 5,000円分（500円×10枚） ・ タクシー又は温泉券 5,000円分（500円×10枚） 10月から3月までに申請した場合（5,000円分） ・ タクシー券 2,500円分（500円×5枚） ・ タクシー又は温泉券 2,500円分（500円×5枚）
対象期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
申請手続き	○令和3年4月1日から役場保健福祉課にて受付開始。 ○役場にありますが申請書に記入のうえ申請してください。 審査の上、後日郵送にて助成券をお送りいたします。 ○代理申請も可能（対象者本人の必要書類（後期高齢者医療保険被保険者証等）・印鑑及び印鑑代理人の印鑑が必要）
申請に必要なもの	・本人確認書類（後期高齢者医療保険被保険者証、介護保険被保険者証、マイナンバーカードなど） ・印鑑
利用方法	タクシー又は温泉利用時に本人確認書類（後期高齢者医療保険被保険者証等）を提示し、助成券を渡してください。
利用条件	○1回の利用につきタクシーは4枚（2,000円分）、温泉利用は2枚（1,000円分）まで使用可能です。おつりは出ません。 ○助成券の再交付はできません。 ○タクシーの乗車は午前7時から午後9時までであること。 町外からの乗降も対象となります。
お問い合わせ	石川町役場保健福祉課高齢福祉係 TEL：0247-26-9124

★利用できるタクシー会社★

マルイチ牡丹タクシー 26-0001

★利用できる温泉施設★

井筒屋	26-1131	八幡屋	26-3131
西田屋	26-1012	ホテル下の湯	26-4101
薬王館	26-2206	高蔵内源泉	26-5111
しおや	26-6188		